

佐賀県立特別支援学校における介護等体験実施要項

佐賀県教育委員会

（目的）

第1条 この要項は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。）により義務付けられた介護等の体験（以下「介護等体験」という。）に関して必要な事項を定め、佐賀県立特別支援学校（以下「県立特別支援学校」という。）における介護等体験の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 介護等体験の対象者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第5条第1項の規定により小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者のうち、大学、短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学する者（科目履修生を含む）で、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 佐賀県内の大学等に在学する者。
- (2) 佐賀県外の大学等に在学する佐賀県出身者。

（実施時期及び実施期間）

第3条 介護等体験の実施時期は、毎年度6月1日から2月28日までとする。また、介護等体験の実施期間は原則として連続する2日間とする。

（介護等体験の内容）

第4条 介護等体験の内容は、県立特別支援学校の校長が定める。

（申込み手続き等）

第5条 申込み手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 大学等は、第2条に定める対象者で介護等体験を希望する者（以下「介護等体験生」という。）を取りまとめるうえ、介護等体験を希望する年度の4月末日までに介護等体験申込書（様式第1号）により佐賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に申し込むこと。
- (2) 県立特別支援学校の校長は、4月末日までに介護等体験受入計画書（様式第2号）を県教育委員会に提出すること。
- (3) 県教育委員会は、介護等体験申込書と年間受入計画書をもとに受入人数の調整を行い、その結果を介護等体験受入決定通知書（様式第3号）により大学等に、介護等体験受入通知書（様式第4号）により県立特別支援学校の校長に通知する。
- (4) 前項により通知を受けた大学等は、介護等体験希望者名簿（様式第5号）を5月末日までに指定された特別支援学校（以下「介護等体験実施校」という。）に送付し、連絡調整を行うこと。
- (5) 大学等は、介護等体験生が病気等特別な事情により介護等体験の期間を変更する必要があるときは、介護等体験実施校と協議したうえで、介護等体験期間変更届（様式第6号）を介護等体験実施校に提出すること。
- (6) 大学等は、介護等体験の辞退者が生じた場合は、遅滞なく介護等体験実施校に連絡するとともに、併せて介護等体験辞退届（様式第7号）を速やかに、県教育委員会と介護等体験実施校に提出すること。

（事前指導）

第6条 大学等は、介護等体験生に対して、事前指導を十分に行うこと。なお、事前指導においては、介護等体験の心構えや基礎的な知識だけでなく、介護等体験生自身の健康管理、衛生管理についても十分指導すること。

(介護等体験生の責務)

第7条 介護等体験生は、事前学習を十分に行い、介護等体験実施校の指導に従い、事故等がないように注意すること。

- 2 介護等体験生は、介護等体験実施前の早い時期に介護等体験実施校と連絡を取り、必ず事前に訪問すること。やむを得ず訪問できない場合は、介護等体験実施校に連絡し了解を得ること。
- 3 介護等体験生は、必ず保険（損害賠償が含まれるもの）に加入すること。
- 4 介護等体験生は、必ず健康診断を受け、診断書を介護等体験実施校に提出すること。なお、診断書は、通常大学等で行われているものの写しで可とする。
- 5 介護等体験生は、介護等体験実施に当たり体調が不十分な場合は、児童生徒への感染の恐れもあることから実施を延期すること。その際、新たな日程については、介護等体験実施校及び大学等に相談すること。
- 6 介護等体験生は、介護等体験により知り得た幼児児童生徒の生育歴、家族関係、傷病などの個人情報等を他に漏らさないこと。

(事故発生時の対応等)

第8条 介護等体験実施校は、事故等がないよう十分留意すること。

- 2 介護等体験実施校の校長は、介護等体験に関わる事故が発生した場合には、県教育委員会及び大学等に報告するとともに、責任をもって対応すること。
- 3 大学等は、介護等体験に関わる事故については、責任をもって対応すること。

(証明書等)

第9条 介護等体験実施校の校長は、介護等体験を終了した者について、証明書（様式第8号）を発行すること。また、大学等毎に介護等体験者名簿（様式第9号）を作成すること。

なお、介護等体験実施校は、介護等体験者名簿を10年間保管すること。

(実施報告等)

第10条 介護等体験実施校の校長は、その年度の介護等体験終了後30日以内に、介護等体験終了報告書（様式第10号）により大学等に証明書、介護等体験者名簿の写しを提出すること。

なお、証明書については、免許状授与の申請のため、介護等体験生が請求した場合には、介護等体験終了後すみやかに発行すること。

- 2 介護等体験実施校の校長は、その年度の介護等体験終了後30日以内に、介護等体験報告書（様式第11号）により県教育委員会に介護等体験者名簿の写しを提出すること。

(介護等体験の取り消し)

第11条 介護等体験実施校の校長は、介護等体験生に介護等体験生としてふさわしくない行為等があった場合には、介護等体験の中止を命ずることができる。

- 2 介護等体験実施校の校長は、介護等体験の中止を命じた場合には、県教育委員会及び大学等に報告すること。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、介護等体験の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この要項は、平成15年4月1日から施行する。
- この要項は、平成15年5月8日から施行する。
- この要項は、平成17年2月1日から施行する。
- この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- この要項は、令和2年2月1日から施行する。